

身体拘束等の適正化のための指針

NPO 法人福祉サポートセンターさわやか愛知

1. 基本方針

当事業所は、利用者の尊厳と人権を尊重し、利用者の意思及び人格を尊重したサービス提供を行う。

身体拘束等は、利用者の行動の自由を制限し、身体的・心理的な苦痛や人権侵害につながる行為であることから、原則として行わない。

当事業所では、利用者本人の意思及び心身の状況を十分に把握し、身体拘束等を行わないための支援方法を職員間で検討・共有するとともに、身体拘束等の廃止及び適正化に組織的に取り組む。

2. 身体拘束等の定義

身体拘束等とは、利用者の身体又は行動の自由を制限する行為をいう。

具体的には、次のような行為をいう。

1. ベルト、ひも等により身体を拘束すること。
2. 車いす、椅子、ベッド等に身体を固定すること。
3. 利用者の身体を押さえつけ、動きを制限すること。
4. 利用者の意思に反して移動を制限すること。
5. 自分で外すことのできないような方法で衣類、手袋等を使用すること。
6. 行動を制限する目的で、利用者を部屋等に閉じ込めること。
7. その他、利用者の意思に反して身体又は行動の自由を制限する行為。

また、明らかに身体を拘束する行為だけでなく、利用者の意思に反して行動を制限する行為についても、身体拘束等に該当する可能性があることを職員は認識する。

3. 身体拘束等の原則禁止

当事業所は、サービス提供にあたり、原則として身体拘束等を行わない。

職員は、「事故を防ぐため」「本人のため」「介助をしやすくするため」等の理由だけで、利用者の身体又は行動を制限してはならない。

身体拘束等を行わないために、利用者の障害特性、生活環境、本人の意思、行動の背景及び心身の状態を把握し、個別的な支援方法を検討する。

4. やむを得ず身体拘束等を行う場合

身体拘束等は原則として行わない。

ただし、利用者又は他者の生命・身体を守るため、緊急やむを得ない場合に限り、必要最小限の身体拘束等を行うことがある。

その場合には、次の3つの要件をすべて満たすことを基本とする。

- (1) 切迫性 利用者本人又は他者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- (2) 非代替性 身体拘束等を行う以外に、危険を回避する方法がないこと。
- (3) 一時性 身体拘束等が一時的なものであり、必要最小限の時間に限られること。

上記 3 要件を満たす場合であっても、身体拘束等を行うことを目的とするのではなく、他の支援方法がないかを十分に検討する。

5. 身体拘束等を行う場合の手続き

やむを得ず身体拘束等を行う可能性が生じた場合には、管理者及びサービス提供責任者等に報告し、事業所として対応を検討する。

緊急時など事前に検討することが困難な場合には、身体拘束等を行った職員は、速やかに管理者又はサービス提供責任者へ報告する。

身体拘束等を行った場合には、以下の事項を記録する。

- 身体拘束等を行った態様
- 身体拘束等を行った時間
- 利用者の心身の状況
- 身体拘束等を行った理由
- 緊急やむを得ないと判断した経緯
- 他の方法を検討した内容
- 身体拘束等の解除時期
- その他必要な事項

記録は、利用者の支援経過及び今後の支援方法を検討するために活用する。

6. 身体拘束等の適正化検討委員会

当事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等適正化検討委員会を設置する。

なお、事業所の実情に応じて、虐待防止委員会等と一体的に開催することができる。

委員会の役割

委員会では、主に以下の事項を検討する。

1. 身体拘束等の実施状況の把握及び検証
2. 身体拘束等を行った事例の検討
3. 身体拘束等を行わないための支援方法の検討
4. 利用者の権利擁護に関する事項
5. 職員への周知及び研修内容の検討
6. 本指針及び関連する手順等の見直し
7. その他、身体拘束等の適正化に必要な事項

開催頻度

身体拘束等適正化検討委員会は、年 1 回開催する。開催結果については記録を作成し、職員に周知する。

7. 職員研修

当事業所は、身体拘束等の適正化及び障害者虐待防止について、職員に対する研修を定期的実施する。

研修では、以下の内容を取り扱う。

- 身体拘束等の基本的な考え方
- 利用者の権利及び尊厳
- 身体拘束等が利用者に及ぼす影響
- 身体拘束等を行わないための支援方法
- 障害特性に応じた支援

- 行動の背景や原因を把握することの重要性
- 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き
- 身体拘束等を行った場合の記録方法
- 虐待防止及び権利擁護
- その他、事業所が必要と認める事項

研修の実施日時、参加者、内容等について記録を残す。

8. 利用者本人の意思及び意向の尊重

サービス提供にあたっては、利用者本人の意思及び意向を可能な限り確認し、その意思を尊重する。

利用者本人による意思表示が困難な場合であっても、本人の表情、行動、生活歴、家族・関係者からの情報等を踏まえ、本人の意思及び意向を可能な限り把握する。

支援方法を検討する際には、利用者本人の意思決定を尊重し、本人にとってより適切な方法を検討する。

9. 身体拘束等を行わないための支援

身体拘束等を行わないため、職員は以下の点に留意する。

1. 利用者の障害特性及び生活状況を理解する。
2. 利用者の行動の背景や原因を把握する。
3. 利用者が安心して過ごせる環境を整える。
4. 利用者の意思及び希望を確認する。
5. 支援方法を一人で判断せず、必要に応じて管理者、サービス提供責任者等に相談する。
6. 職員間で支援方法を共有する。
7. 必要に応じて家族、相談支援専門員、医療機関その他の関係機関と連携する。
8. 現在の支援方法について定期的に評価し、改善する。

10. 事故等の防止と身体拘束等の考え方

事故防止を理由として、安易に利用者の身体又は行動を制限してはならない。

事故の危険がある場合には、まず環境調整、見守り方法の工夫、支援方法の変更等、身体拘束等を行わない方法を検討する。

また、職員の負担軽減や介助のしやすさを理由として身体拘束等を行ってはならない。

11. 記録の管理

身体拘束等に関する記録、委員会の議事録及び研修記録等は適切に管理し、個人情報の保護に十分配慮する。

記録については、関係法令及び事業所の文書管理規程等に基づき適切に保存する。

12. 職員の責務

すべての職員は、利用者の人権及び尊厳を守り、身体拘束等の廃止及び適正化に努める。

身体拘束等が必要と思われる状況を発見した場合には、自己判断で継続するのではなく、速やかに管理者又はサービス提供責任者等へ報告する。

また、身体拘束等につながる可能性のある支援方法についても、職員間で共有し、改善を図る。

13. 相談・報告体制

利用者、家族及び職員から、身体拘束等に関する相談、苦情又は報告があった場合には、管理者が中心となって事実確認を行う。

必要に応じて、相談支援専門員、市町村、関係機関等と連携し、適切に対応する。

身体拘束等が虐待に該当する可能性がある場合には、障害者虐待防止法等の関係法令に基づき、必要な対応を行う。

14. 本指針の見直し

本指針は、身体拘束等の適正化に関する法令、制度、事業所の実情及び支援方法等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

見直しを行った場合には、その内容を職員に周知する。

附則

令和 6 年 4 月 1 日より施行する。